◎新潟県選挙管理委員会告示第103号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第２項及び第23条第１項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成24年11月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　嵐　　嘉　明

１　被登録資格決定基準日　平成24年12月３日

（ただし、年齢については、平成24年12月16日とする。）

２　登　　録　　日　　平成24年12月３日

３　縦　覧　期　間　　平成24年12月４日